

### 第3期諫早市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対するパブリック・コメントの結果について

- 1 募集期間  
令和6年12月6日（金）8時30分から令和6年12月23日（月）17時15分まで
- 2 閲覧方法  
市ホームページ、いさはや子育てネット、こども政策課及び各支所地域総務課の窓口閲覧
- 3 募集方法  
持参、郵送、ファックスまたはインターネット【二次元コードを読み取るか、専用URLからの回答】
- 4 意見の件数  
11件

#### 5 意見の内容と市の考え方

連番	該当ページ等	該当項目	意見内容	対応
1	96、97	5幼児教育・保育の一体的提供と体制の確保 (2) 幼児教育・保育の質の向上に向けた取組  7教育・保育等の円滑な利用及び質の向上 (2) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上	現在、本市においては「教育・保育事業の従事者全体の更なる質の向上を図るための取組」を進められ、質の高い教育・保育を提供する体制の整備にむけ邁進されておられることは評価に値するものと考えています。 しかしながら、部内外の各種研修や指導を随時行っているにもかかわらず、保育教育者自身の教育・保育のレベルの向上がうまくいかず、ひいては子供たちの将来にかかわる事と危惧しております。この原因は、 ①保育士不足に胡坐をかいて(需要と供給のアンバランス)免許があれば少子化の時代であっても、いつでも雇用されるという安穩とした考えがある。(質が悪くても解雇されることはない) ②キャリアアップ施策や処遇改善施策も行われているが、形骸化している(キャリアアップは受けとけばいいや・・・や処遇改善は年功序列でもらえるとか安易な考えがある)これらはひとえに危機感がないことに起因していると考えています。これらを改善するには、現在の「子育て支援員」を現在の0.5換算から条件付きでも1.0換算することで改善が図られるものと考えます。(この条件付きは、例えば〇年以上勤務とか子育て経験者とかいろいろあると思っています) この考えは、「保育士の質の低下につながる」と一部反対者が出ることは安易に想像できますが、逆に危機感や競争心が生まれ個々の質の向上につながり、将来の子供たちの人間力の向上に役立つものと確信します。	御意見につきましては、参考とさせていただき、関係部署（教育総務課）と情報共有します。
2	97	7教育・保育等の円滑な利用及び質の向上 (2) 幼児教育・保育等の質の確保及び向上 ①幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進	現在、長崎県が主体となり、「幼保小連携事業」が12年前から行われており本市においても2～3年前から本格稼働し始めたところと認識しています。 この「幼保小連携事業」は子どもたちの将来にとって重要な位置付けで連続性のある「幼保」と「小」が一体となって進めるべき事業であると国も県も御市も考えておられることは十二分に理解しているつもりです。 しかしながら、毎年行われている県主催の「幼保小連携推進事業研究発表会」に参加してみると違った光景が見えてきます。 すなわちこれまで、県こども未来課主導、現在は県幼児教育センター主導で開催されていますが、過去一回も、小学校側の教育委員会関係者(恐らく県教育委員会、生涯福祉課が担当)が来たところを見たことがありません。 幼保・小連携と言いながら片方(こども未来課や県幼児教育センター)だけが一生懸命で、案内文書にも県や市の教育委員会関係が掲載されてもいません。御市に置かれましても、この件の重要性に鑑みこども政策課と教育委員会が同じ立ち位置で連携して、情報交換や文書発出も含め行動していただきたいと切に願っております。(この件は、県幼児教育センターに過去提言したことがあります但未だに改善されていないことを申し添えます)	御意見につきましては、参考とさせていただき、県や関係部署（教育委員会）と情報共有します。

連番	該当ページ等	該当項目	意見内容	対応
3	98	第6章1、関係機関等との連携 (2) 市民・機関との協働及び (3) 国・県との連携	子育て支援、特に小中学生に係る問題を抱えている子(気になる子)に対する支援も各種機関の連携、情報交換等が必須と考えます。 本市においても国県を問わず施策や提言 必要な行政上の措置の要請、近隣市町村との連携等積極的に行われ努力されていることは頭が下がる思いであります。 しかしながら、更にきめ細かい相手の身になった気配りが行われていない実態があり、計画書に美辞麗句をいくら重ねても実績が伴わない活動には意味がありません。 過日、問題行動を起こした子ども(中学生)の問題で市担当課、児童相談所、警察に相談しても「連携は図っている(会議は行っている)経過観察をする」、ということで各部署それぞれが何も行動を起こさない事例が散見されています。更には、個人情報や電話で問い合わせるなど言語道断なことも行われているのが実態です。 御市に置かれましては、更にきめ細かい対応(相手の気持ちになって)をする気配りや情報交換、必要によっては行政指導を行っていく必要ありと考えておりますので、本来の「中身のある子育て支援」をくれぐれもよろしくお願い申し上げます。	御意見につきましては、参考とさせていただきます、関係部署(こども福祉部及び教育委員会)と情報共有します。
4	43～、63～	基本施策2 子どもの成長に合わせた子育て支援 3教育・保育施設の充実	子育て保護者の意見を聞きながら子育てしやすい環境作りへの取組みは必要だと感じています。また、親自身が、子育てへの喜びと責任を持って子どもを大切に育てられる様に親に対しては妊娠中からの支援を充実して欲しいです。子ども達に対しては、様々な方々との交流の場が必要だと感じます。 3. 教育・保育施設の充実は、子育てされる保護者にとって必要な事でありますので、受け入れ態勢を整える事は、大切であると思います。しかし、保育現場の声もあると思いますので、今後も、現場の声を聞きながら充実させて行って欲しいと思います。 お疲れ様です。よろしくお願い致します。	子育てしやすい環境づくりへの取組の御意見につきましては、参考とさせていただきます、関係部署(こども福祉部、教育委員会及び健康推進課)と情報共有します。 「3. 教育・保育施設の充実について」の御意見につきましては、今後も現場の声をお聞きしながら、関係機関との調整に努め、充実を図って参りたいと考えております。
5	39、41	1(1) 幼児期の教育・保育の量的拡充と質の改善 2(2) 地域子ども・子育て支援事業	1(1)の教育・保育の質の向上の内容欄で「保育所・小学校 連携強化に努めます。」とあるが、幼稚園の記述がないため、「幼稚園・保育所等と小学校の連携強化に努めます。」としてはどうか。ちなみに連携強化の体制づくりが必要ではないでしょうか。 2(2)地域子ども・子育て支援事業の乳児等通園支援事業の内容欄で「・・・新たな通園制度を実施します。」とあるが、先の「令和7年度こども誰でも通園制度に関する意向調査」では、令和7年度に諫早市が実施するかは、未定です。となっておりますが、令和8年度以降に実施すると理解してよろしいか。	1 (1) について、御意見のとおり修正します。 2 (2) について、御意見がありました「乳児等通園支援事業」につきましては、令和8年度から全国の自治体で法律に基づく新たな給付制度として実施することとされており、諫早市においても実施する必要があります。令和7年度の試行的事業の実施につきましては、今のところ未定です。

連番	該当ページ等	該当項目	意見内容	対応
6	14	(1)地域子育て支援拠点事業	<p>『諫早市内に現在7か所の子育て支援センターがあり、認定こども園で実施する子育て支援事業などと連携し、利用者のニーズを把握しながら子育て支援の拠点として事業を推進していきます。』⇒具体的な連携の手段はどのようなことを想定しているのか、部会においても意見集約していただきたい。</p> <p>図表20設置・実施状況(令和6年4月1日時点)について⇒センターの運営が、月曜から金曜日の10時から15時に限定されているが、7つセンターがあるのであれば、土曜日も含めた週末を中心に開所するセンターや週初めを中心に開所するセンターという区分もあって良いのではないかと考えます。また、どの時間帯に利用が多いのかなどの資料も実態把握として必要かと思われまます。さらに15時に閉所するのが通例であるのであれば、以降の時間を『こどもの居場所づくり』の場所として同センターが担えるような仕組みまで検討していただきたいです。</p>	<p>認定こども園との連携につきましては、子育て支援センターで実施しているイベントなどにおいて、市内の各認定こども園で実施されている子育て支援事業の情報について周知を図っている他、諫早市こどもの城を拠点として幼稚園・保育所・認定こども園・子育て支援センターなどの関係者が集い、情報交換や資質向上のための研修の場を設けるなどの取組を実施しています。今後さらに連携内容を深め、地域の子育て支援の充実を図るための検討を続けて参りたいと考えております。いただいた御意見につきましては、必要に応じて関係者間で情報を共有するなど、今後の政策の参考とさせていただきます。</p> <p>また、支援センターの運営につきましては、御意見のとおり月曜から金曜日に実施している施設が多いため、市立のすくすく広場におきましては、水曜から月曜日の運営とし、週末の土日にも開所しているところでございます。</p> <p>最後に、「こどもの居場所づくり」に関する御意見につきましては、民間事業者様を含め、関係部署・団体が多岐に渡るため、情報共有やニーズ把握に努め、今後の政策の参考とさせていただきます。</p>
7	63ページ以降	(2)教育・保育施設の事業計画	<p>見込み量について、想定よりも早いスピードで少子化している状況の中、再開発等により子育て世帯が増えることを想定されていますが、それであれば、第3期計画と4期計画の策定の中間あたりでの施設確保の計画を変更計画として位置付けても十分間に合うのではないのでしょうか。</p> <p>既存施設が定員割れしている現状も十分踏まえた検討が部会でなされていくべきであり、第3期中に新規保育施設の開設計画をあてはめるのは、安易すぎる計画であると考えます。数値の精査をさらにすすめていただきたいです。また、既存定員の増や新設保育所の計画にあたっては、必ず保育人材の確保がセットで議論されるべきであり、箱モノだけの計画はとても危険なものです。部会においては、人材確保策も踏まえた十分な検討をお願いします。</p>	<p>施設の確保策につきましては、各施設の面積や保育士等の配置基準、定員増が可能であるかなど、提供区域内の各教育・保育施設や関係団体とも協議して進めていく必要があると考えております。</p> <p>いただいた御意見につきましては、今後の政策の参考にさせていただきます。</p> <p>また、御意見いただきました人材確保策につきましては、計画書を修正し、39ページ下の取組の表に追記いたしました。</p>
8	72	(2)地域子育て支援拠点事業	<p>第3期計画では、南部地区の保育需要増により、施設の定員増が見込まれている。あわせて子育て支援の拡充のため、南部地域に子育て支援拠点事業を1カ所追加指定をお願いしたい。</p> <p>現在当園では、●●や近隣の公共施設において、自主事業で未就学児の親子対象に子育て広場を実施させていただいている。子育て支援拠点事業として指定していただくことで、開催日を大幅に増やすことが可能となる。諫早市●●町が、より子育てしやすい地域となり、隣接市からの移住を促進するために貢献をさせていただきたい。</p>	<p>地域子育て支援拠点事業、いわゆる子育て支援センター事業につきましては、現在、市内7か所で事業を行っております。</p> <p>令和5年度に保護者向けに実施しましたニーズ調査の結果、現在の体制で供給可能と考えられるため、第3期計画期間中(令和7～11年度)は、支援センターを増やす計画となっておりますが、今後、転入者増など社会的要因によりニーズが高まり、現体制で供給不足となる場合には、確保策について検討する必要があると考えております。</p>
9	65	2・3号認定	<p>この事業計画の策定にあたり尽力された多くの職員の皆様に感謝申し上げます。</p> <p>国が示す「ニーズ量の見込み」の手引きに準じた計算を、約5800人の子供とその両親に関して、基本情報から確認していくのは大変な労力だったと推察致します。</p> <p>今回の諫早市4区域の事業計画については概ね妥当だと思います。</p> <p>一つ希望するのは、小さな子どもを預かる保育士さんに関しては、その質を確保していただきたいということです。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>	<p>計画書39ページ下の取組に「教育・保育の質の向上」を掲載しております。市では、保育人材の質の向上を目的として、諫早市ではわくわくサポート事業において、質の向上を図る研修を実施しているところであり、今後も事業の充実を図り、県と連携しながら保育人材の質の向上に努めてまいりたいと考えております。</p>

連番	該当ページ等	該当項目	意見内容	対応
10	39、66～70、98～99	P39（1）幼児期の教育・保育の量的拡充と質の改善 P66～P70確保の方策 P98～P99計画の推進体制	<p>下記のとおり第3期諫早市子ども・子育て支援事業計画パブリックコメントに対し意見を提出します。</p> <p><b>P 3 9 幼児期の教育・保育の量的拡充と質の改善</b>  ○保育人材確保の対策については、喫緊の重要課題でありますので、章立て、項目立てにより、計画に盛り込んでください。  ○保育人材確保に向け、中高生へ保育の魅力を伝える事業を盛り込んでください。  ○需要増に対する対応だけではなく、東部地区をはじめとする人口減少地域の実情に応じた教育・保育の提供体制の確保対策を盛り込んでください。</p> <p><b>P 6 6 ～ P 7 0 確保の方策</b>  ○既存施設の定員増・新設については、下記手順での実行をお願いします。  1、早急な人材確保、定着策（就職祝い金、住宅補助、保育補助者雇強化事業、県外へのリクルート活動、Iターン、Uターン等人材が諫早に戻る仕組み、処遇改善、養成校との連携等）の実施  2、毎年度において確実な需要増の見込みを把握し、保育会と情報共有  3、需要が供給を超える場合、定員増の準備  4、保育施設の定員増に対する人材確保を実施（保育施設）  5、定員増を実施  6、更なる需要が生じた場合、増改築による更なる定員増を図る  7、0・1の需要に対する小規模保育所設置（該当地区の社会福祉法人による設置、既存園が連携施設を確保すること）  8、以上により需要増への対応が不可能な場合に限り、新設を検討  ○確保の方策における「既存施設の定員増・新設保育所等」については、2つの施策を同時に進行することなく、必ず記載の順序に従って取り組むこととし、既存施設の定員増による対応が不可能となった場合に限り新設を検討することとして下さい。  ○「既存施設による定員増」については、当該地区内のみでの確保に限定せず、登園可能な範囲で地区を超えての対応が可能となるようにしてください。</p> <p><b>P 9 8 ～ P 9 9 計画の推進体制</b>  ○支援事業計画の施行後においては、毎年、需要と供給など数値の確認と計画の見直しを子ども子育て部会で行うとともに、情報共有をお願いします。</p>	<p>39ページにつきましていただいた御意見のうち、保育人材の人材確保につきましては、計画書39ページの取組の表を修正しました。</p> <p>また、人口減少地域の実情に応じた教育・保育提供体制の御意見につきましても、計画書39ページに取組を追加し、修正しました。</p> <p>66～70ページにつきましていただいた御意見を基に、今後の政策の参考とさせていただき、関係団体との連携を図りながら事業等を実施してまいりたいと考えております。</p> <p>98～99ページにつきまして国から示された「基本指針（平成二十六年内閣府告示第百五十九号）」に基づき、施策の進捗状況をはじめ、需要と供給の数値確認を行い、現在も毎年子ども・子育て部会において報告しております。  第3期計画におきましても、引き続き、子ども・子育て部会、関係団体の御意見を賜りながら計画を推進し、需要と供給の数値が実態と乖離している場合には、必要に応じ見直しを図る必要があると考えております。</p>
11	72	中央区域 確保の方策	<p>令和7～11年度 既存施設の定員増・新設保育所等 +115人とあります。</p> <p>中央地区には、市営の中央保育所と諫早幼稚園があります。定員増は幼稚園を認定こども園にすることによって3号認定園児枠増加が想定されるなど、市の対応で出来ることが考えられる。  まずは、公立保育所でできることをあげてもらい民間との連携を考えて下さい。</p>	<p>御意見につきましては、参考とさせていただき、関係部署（教育総務課）と情報共有します。</p>